平成２４年（フ）第７５７号
仙台市泉区市名坂字本屋敷61番地の８　サウスウィング102
債務者　小野　　信
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千葉　晃平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月26日午前９時50分
5　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８２６号
仙台市青葉区葉山町７番15―101号
債務者　櫻井　丈己
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　由樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８４８号
仙台市泉区向陽台３丁目19番７号　２階
債務者　渡部真理子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横田　由樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６２号
広島市安佐南区古市２丁目３番23―102号
債務者　古市　　歩
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板根　富規
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６１５号
広島市東区牛田新町３丁目４番16―104号
債務者　平元江美子
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楾　　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５８号
広島市安佐南区緑井３丁目11番８―404号
キングスフォーラム
債務者　瀬井　知徳
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑佐　幸範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０６５号
広島市中区南竹屋町４番５―303号
債務者　藤井　英司
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横谷荘一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１１０号
熊本県人吉市下林町263番地３
債務者　松村　隆幸
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月11日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１５５号
広島市安佐南区東原１丁目９番55―203号
ＰｉＡ東原
債務者　林　　敏美
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀舎　大悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２５１号
埼玉県行田市佐間１丁目20番25号
債務者　大嶋　光義
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２９６号
香川県高松市寺井町247番地　市住８―44
債務者　中川　里美（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３１９号
香川県さぬき市寒川町石田西764番地５
債務者　水田　　茜
1　決定年月日時　平成24年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４５号
大分県日田市三芳小渕町56番地
債務者　清竹　　浩
1　決定年月日時　平成24年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月11日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２４年（フ）第９６号
大阪府枚方市田口山２丁目22番２―201号
債務者　宇野　由美
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第１５６５号
埼玉県白岡市西９丁目６番４　サンコーハイツＢ―101
債務者　大河　国広
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２７号
さいたま市南区内谷２丁目11番３号　グリーンハイツ204、旧住所埼玉県富士見市西みずほ台２丁目13番地７　ベアーマンション103
債務者　三谷　哲也
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１３１号
岐阜県多治見市姫町２丁目20番地　市営住宅123号
債務者　田中富士子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第７５号
秋田県横手市三本柳字寺田79番地９
債務者　伊藤　勝美
1　決定年月日時　平成24年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
秋田地方裁判所横手支部